

2019年度資金分配団体申請 様式2事業計画書

2019年度初版

1. 申請事業名：被虐待児童受入の里親制度支援
2. 申請団体名：一般社団法人 ソーシャルファイナンス支援センター（東京都）
3. 助成事業の種類： 新規企画支援事業
4. 申請する事業期間：2019年度～ 2022年度
5. A事業費：250,000,000 円
(Bうち助成金申請額：200,000,000円 80% B/A)

プログラム・オフィサーの伴走支援の活動費：28,000,00円* 評価関連経費：10,000,000円*

*Bの助成金申請額とは別枠です。

1. 申請事業により解決したい課題、事業の目標および内容

- 1.1. 解決したい課題（社会的ニーズ）と中長期的な事業目標
- 1.2. 原因分析と解決策
- 1.3. 事業の成果目標と内容

2. 包括的支援プログラム

- 2.1. 実行団体の募集
- 2.2. 助成金等の分配
- 2.3. 非資金的支援

3. 社会的インパクト評価の実施内容と方法について**4. 進捗管理、リスク管理と持続可能性**

- 4.1. 進捗管理
- 4.2. リスク管理
- 4.3. 持続可能性

5. 実施体制と従事者の役割**6. 広報戦略および連携・対話戦略****7. 関連する主な実績**

1.申請事業により解決したい課題、事業の目標および内容

1.1. 解決したい課題（社会的ニーズ）と中長期的な事業目標

1.1.1 申請する事業により解決したい課題（社会的ニーズ）

1) 解決したい課題は、被虐待児童等が里親家庭に育まれる機会を増やすこと

- ・支援対象事業は、被虐待児童等の社会的養護が必要な子どものための里親支援をSIB手法により促進させる事業である。
- ・解決したい課題は、被虐待児同等の社会的養護が必要な子どもを里親家庭にて育まれるような機会を増やすことである。全国に約4万5千人の社会的養護にある児童、すなわち被虐待児童など様々な事情から実親と一緒に暮らせない児童が、地域社会で生活し、そこに繋がることのできる環境で育まれる、ことが望ましい。しかしながら、その一つの選択肢である、里親家庭で育まれる機会が少なく、全体の15%を占めるに過ぎない。
- ・里親制度が量的・質的に不十分なため、児童の大半（同85%）は、乳児院や児童養護施設等において育てられているのが実情である。行政の施策等があるが、民間ができる領域で、里親制度を量的・質的に向上させることで、里親家庭に育まれる児童を増やしたい。

2) 「優先的に解決すべき社会の諸課題」の「子どもの支援」に該当

公募要領6.の「優先的に解決すべき社会の諸課題」のうち、

1) 子ども及び若者の支援に係る活動

①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援、

②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

に該当する。

1.1. 解決したい課題（社会的ニーズ）と中長期的な事業目標

1.1.1 申請する事業により解決したい課題（社会的ニーズ）

3) 現状認識

①社会的養護にある対象児童は全国に約4万5千人

社会的養護にある児童で里親・ファミリーホームや乳児院・児童養護施設等施設に育てられている児童は、全国に44,354人にのぼる（添付資料1 厚生労働省資料「社会的養育の推進に向けて」（平成31年4月）

②里親・ファミリーホームには約7千人構成比15%

この内、家庭における養育を里親に委託する里親制度、養育者の住居において家庭養護を行う（定員5～6名）ファミリーホームのそれぞれの委託児童数は、里親委託は、5,424人（構成比12%）、ファミリーホーム委託は、1,434人（同3%）、合計6,858人（同15%）に過ぎない。

③施設等入所理由のうち「虐待を受けた児童」が約4割、かつ顕著に増加

入所理由が「虐待を受けた」事例が顕著に増加している。平成4年には4,268人構成比16%、これが平成25年には11,377人構成比38%を占め、20年間に約3倍。（添付資料2 「児童養護施設入所児童等調査結果」）

④里親制度の量的・質的な環境整備が喫緊の課題

・被虐待児童を含めて社会的養護が必要とされる子どもへの対応として、社会的養護の拡充が求められ、その中でも家庭に育まれる里親委託制度が、量的に質的にも環境整備されることが喫緊の社会的課題である。

・里親等委託率19.7%（2019年3月）に対し、欧米主要国は概ね50%以上（2010年）であり、格差は大きい。

⑤民間支援事業の重要性

・国による諸施策は、懸命に推進されている。他方、里親支援について、地方自治体等と連携の上、民間が創意工夫を発揮する余地は大きく、特にSIB手法等による仕組み作りが効果的かつ重要である（説明は後述する）。

1.1. 解決したい課題（社会的ニーズ）と中長期的な事業目標

1.1.2. 中長期的な事業目標

1) 中長期的な事業目標

前述の背景を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもが、地域社会に帰り、生活し、そこに繋がることのできるような環境で育まれる機会を、一人でも多く得られるように、里親制度の量的・質的な向上を図り、行政や他の民間団体と連携して、里親支援事業を推進する。中長期的には、社会的養護が必要な子どもが、実親などへの家族再統合以外の選択肢として、全員が里親制度を選択できる機会を提供することが目標、同時に、地域住民の社会的養護を積極的に受入したいという意識が醸成されることを中長期目標(アウトカム)と考える。

2) 国連SDGsとの関連

国連SDGs（持続可能な開発目標）の169のターゲットとの関連は以下の通り。

目標1.「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」 1.2 1.3 1.4

目標4.「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」 4.1 4.2. 4.3. 4.5. 4.a

目標5.「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」 5.1. 5.2.

目標16.「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」 16.2

以下 ターゲットは添付資料3 を参照

1.2.原因分析と解決策

1.2.1. 1.1.で記載した課題の原因分析

1) 地方自治体等の支援方法が各プロセスを統合して行われていない

・地方自治体・児童相談所等における役割分担や制度・予算等の事情から、里親支援事業の各プロセスが、別々に実施されるケースが多い。そのため、里親候補者との信頼関係構築などに必要な情報が得にくく、結果的に里親候補者の登録に至らないケースがある。

・各プロセスを統合して、一貫して実施する方が、効果的である。そうした活動は、創意工夫を発揮でき、柔軟な対応がしやすいなど、民間支援機関が得意とする分野である。（事業の各プロセスは後述する）

2) 民間の里親支援機関の全国的な普及のためには、「民間事業者が踏み出せるか？」がポイント

・里親支援の各プロセスを統合して、事業を提供できるのは、民間支援機関こそがふさわしいが、現状では、先進的な取り組みしている機関は、多くない。

・各プロセスを統合するには、リクルーター、ソーシャルワーカー、心理士など専門家を抱える必要があり、人材育成並びに人件費等の経費負担が大きく、民間が事業としてスタートすることに、躊躇せざるを得ず、踏み出しきれない壁がある。

3) 社会一般の里親制度への知識・認識・理解度が不足

・最近の被虐待児童の痛ましい事件が報道され、児童虐待防止対策の一層の強化等がクローズアップされている。もちろん、児童虐待の防止対策等は、大事なことであるが、他方、社会的養護にある被虐待児童が、里親制度により、家庭と地域に育まれる機会が提供されることも同様に大事なことと考える。残念ながら、里親制度への世間一般の方の知識・認識・理解が乏しいと認めざるを得ないのが、実情である。

1.2.原因分析と解決策

1.2.2. 1.1.で記載した課題の解決策の検討

1) 民間里親支援機関の育成

①厚労省による民間里親支援機関構想

・厚労省は「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン概要」を昨年7月公表した。その中で、民間フォスタリング機関に委託する場合における留意点や、民間機関と児童相談所との関係の在り方を示している。児童相談所との連携による、民間機関との「チーム養育」（チームを組みつつ子どもの養育を行う）の必要性に言及している。（上記のガイドライン 添付資料4）

②民間機関育成には仕組みが不可欠

- ・厚労省は、民間支援機関に対する人材育成に対する助成を検討中、本年度に開始予定である。
- ・社会的課題は大きく、スピードが重要。そのためには、民間諸団体と連携するSIB手法が最適。

2) SIB手法の仕組みによる実証モデル

①SIB手法導入についての課題

・自治体の予算化プロセスの遅効性と単年度制度のため、社会的に必要とされる事業も効果の確度が高いものが優先されがちである。SIB手法は、あらかじめ目標を設定し、契約年度経過後、専門の第三者機関による第三者評価により、初期目標の達成度合いに応じて事後的に助成する仕組みである。自治体に取り、効果的かつ効率的な予算となる。

- ・他方、民間資金提供者側の役割が重要であるが、里親制度に関しては、未だ体制不十分であるのが実情。

②実証モデル事業スタート

・JANPIA資金を呼び水に民間里親支援機関を育成、民間版成果連動型またはSIB（官民連携）の実証モデルを実施する。

3) JANPIAの実証モデル事業として世間に大きくアピール

・里親制度は、世間の知識・認識等が残念ながら乏しい。社会的弱者にある被虐待児童の受入先としての里親制度の重要性をJANPIAの実証モデル事業としてスタートすることは世間に大きくアピールする機会となる。

1.3.事業の内容と成果目標

1.3.1. 事業の内容(1/3)

1) 事業プロセスを一貫通貫に実施

- ・受益対象者は、社会的養護を必要としている児童。対象地域において自治体・児童相談所等との連携・事業受託が前提。
- ・これまでの全国の自治体は、養育里親の質的・量的向上のための支援を、①リクルート、②訪問・面接調査(アセスメント)、③認定前研修(トレーニング)、④登録養育里親家庭の情報提供、⑤課題別研修(トレーニング)、⑥児童委託後の支援、⑦ケース終了後のサポート、に各々分けて実施している。

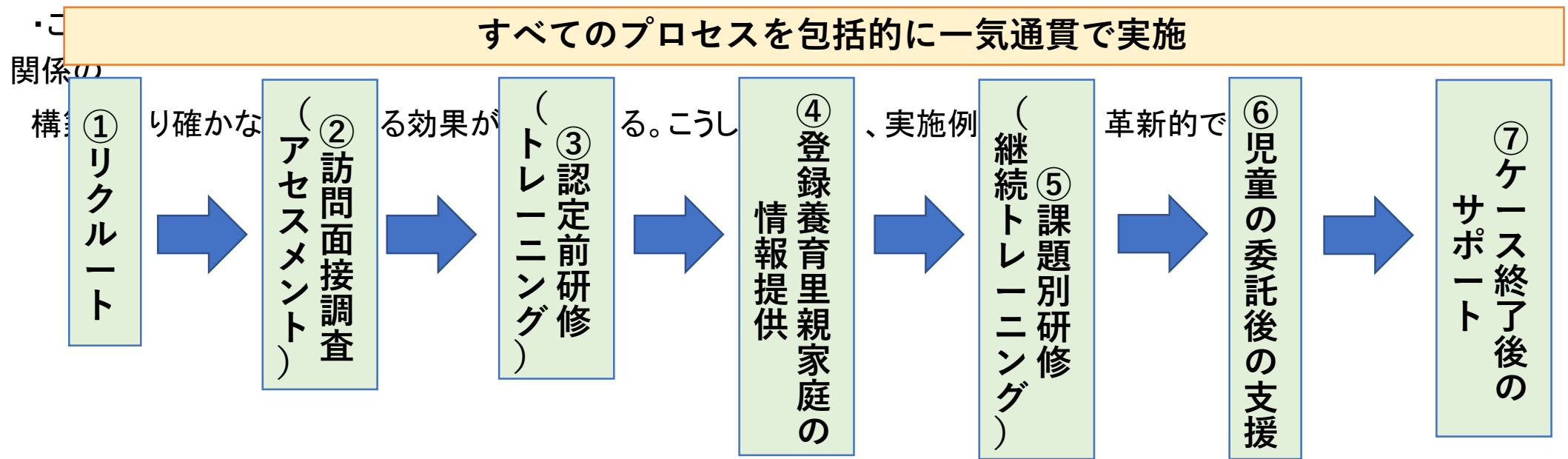


図1 養育里親支援事業の実施プロセス

1.3.事業の内容と成果目標

1.3.1 事業の内容(2/3)

2)事業プロセスの概要

①リクルート:リクルート専門家が、説明会・訪問等により養育里親の役割・意義等を説明し、里親に関心を寄せてもらい、

「養育里親候補者(以下候補者と略す)」を対象地域からできるだけ多くリクルートする活動。

②訪問・面接調査(アセスメント):ソーシャルワーカーが「候補者」を訪問・面接し、その方の強みや課題を理解する最初の

機会であり、信頼関係構築の第一歩となる。実際には、この段階から次の③を選択されない方も出てくる。

③研修(トレーニング):トレーニングは複数のプログラムによる、グループワークを実施し、「候補者」の参加機会を多くし、制度に

関する理解度や「候補者」の成長や変化を知る機会とする。

④登録した養育里親家庭の情報提供:①から③の活動により、登録された方との信頼関係に基づき、強みや課題を把握した

家庭情報を、児童相談所のケースワーカーに効果的に伝達することにより、登録者から委託への促進を促す。

⑤課題別研修(継続トレーニング):里親登録後も、必要に応じて課題別研修を実施し、フォローする。

⑥児童委託後の支援:家庭で直面する出来事など、定期的な訪問により、必要とあれば相談・アドバイスする等フォローする。

⑦ケース修了後のサポート:不調等の事情により委託児童と別れたケースにおいて、その後の喪失感等に対し、フォローする。

1.3.事業の内容と成果目標

1.3.1 事業内容（3/3）

・以下図2のステークホルダーマップにより事業プロセス、受益者・里親・自治体・児童相談所等の関係を示す。

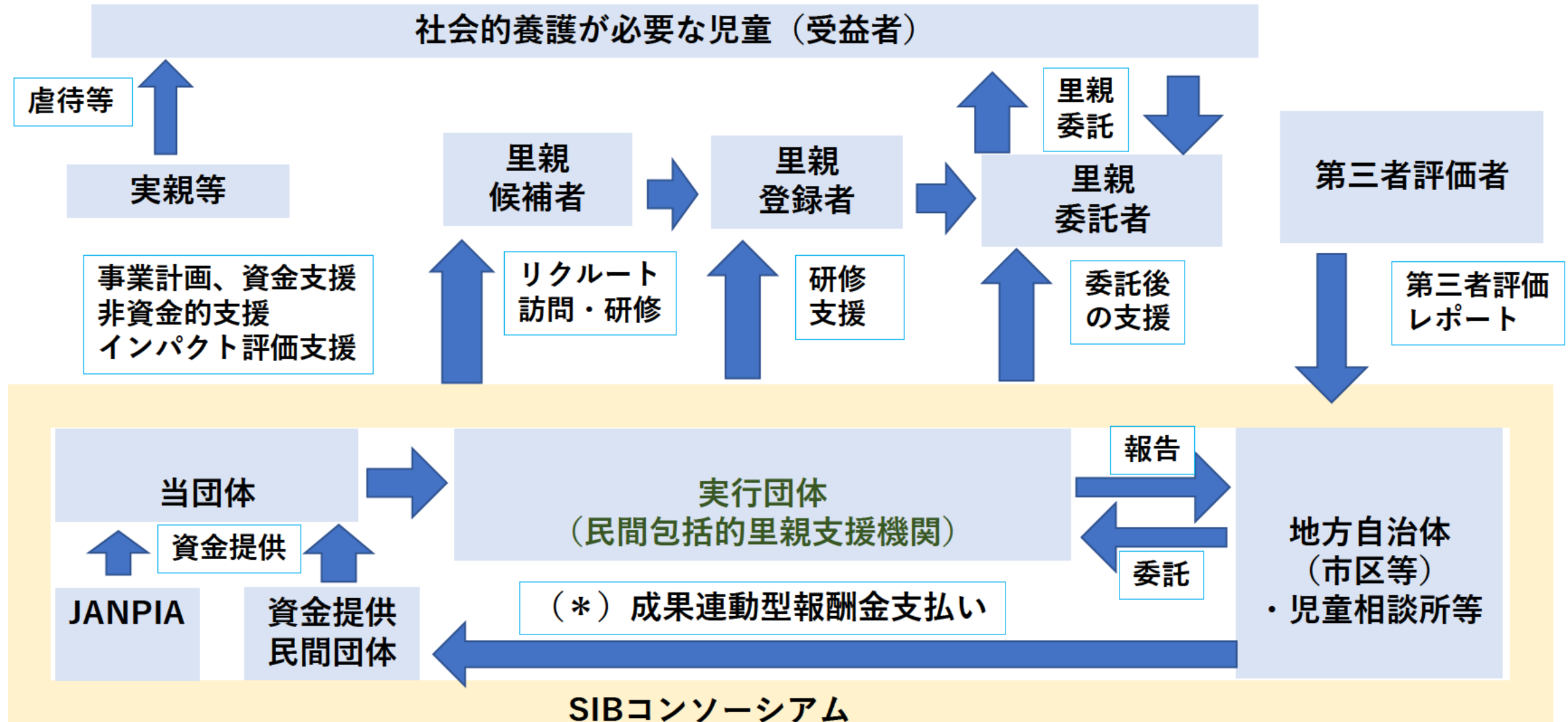


図2 ステークホルダーマップ（SIB方式）

1.3.事業の内容と成果目標

1.3.2. 事業活動により短期的に期待される成果目標(1/2)

1) 本事業活動により、事業期間3年度の短期的目標

・里親支援の各プロセスを統合して一貫通貫に実施することにより、結果として対象地区における事業期間3年後の里親等委託率向上、及び地域の社会的養護に対する関心度や認識度の向上を短期的目標(アウトカム)とする。

・こうした達成状況や進捗状況を測定するための指標(KPI)としては、説明会参加者数・施設研修登録数・里親登録数の増減を実行団体・児童相談所のデータやヒアリングから調査、さらに里親候補者・登録里親の気持ちや認識度の変化、委託児童・家庭の満足度などの気持ちの変化等を、実行団体・児童相談所等へのヒアリング及びアンケートから調査を実施する。

・なお、具体的な里親委託率の目標については、里親委託率の全国平均は里親等委託率は、19.7%であるが、対象地区による格差があり、地域決定後とする。

2) 中長期的目標との関連

・中長期的目標との関連では、本事業3年間の活動(SIB方式)による成果が、JANPIA、SNS、メディアを通して、広報されることで、その革新性が起爆剤となり、国・自治体等との連携の中、法制度や諸施策の整備・充実が図られ、民間里親支援等の同業者が増加し、その拡大により、2030年までには、希望する児童全員に里親制度を選択できる機会を提供すること、同時に、地域住民の社会的養護を積極的に受入たいという意識が醸成されることを中長期目標(アウトカム)と考える。

・そうした達成状況や進捗状況を測定するための指標(KPI)としては、基本的には、上記と同様であるが、全国規模については、厚労省統計による里親委託率を活用、他は各地との連携によりヒアリング・アンケート調査とする。

1.3.事業の内容と成果目標

1.3.2. 事業活動により短期的に期待される成果目標 (2/2)

3)ロジックモデル

図3に当事業が目指す成果目標から、バックキャストिंगの手法を用いたロジックモデル及び成果指標 (KPI)を示す。

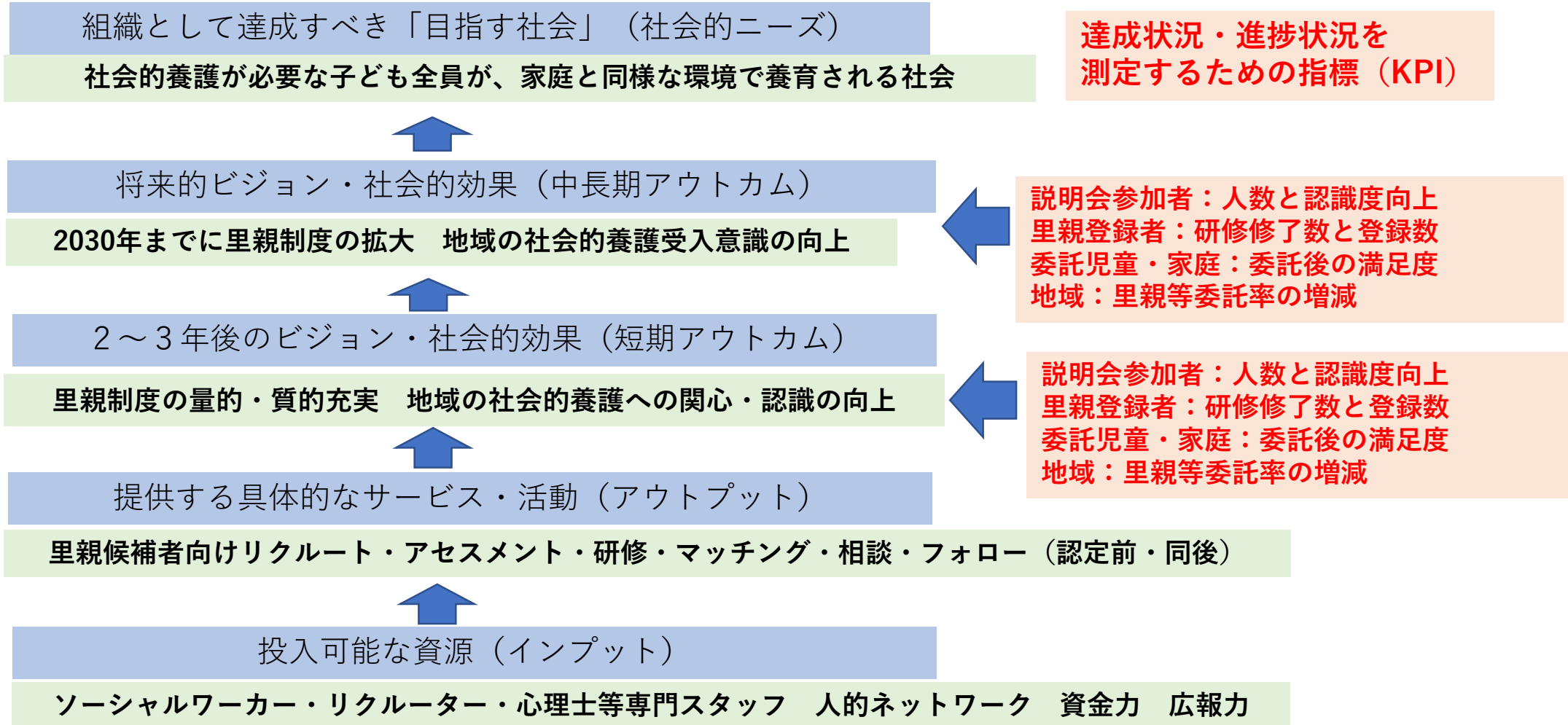


図3 ロジックモデル及び成果指標 (KPI)

2. 包括的支援プログラム

2.1. 実行団体の募集

2.1.1. 募集团体の数、助成金額（総額と1団体当たり）

- ・ 募集团体の数：1 から 4 団体程度
- ・ 助成金額： 総額2億円、1 団体当たり最大6000万円

2.1.2. 募集方法、案件発掘の工夫

- ・ 募集方法は、HPにて公募する。
- ・ 当コンソーシアム構成団体スタッフのこれまでの多彩な人脈、たとえば(一社)ソーシャルビジネスネットワーク、(NPO)ETIC.、(NPO)コミュニティビジネス・サポートセンターなどと連携し、広く様々な団体に応募を促す。
- ・ 合わせて社会的養護の児童が多い地域のNPO団体等への報知を積極的に行い、関連NPO団体に応募を促す。

2.2. 助成金等の分配（1／5）

2.2.1. 助成金等の分配の具体的内容（事業期間内での分配の仕方）

当団体は、ソーシャルビジネス事業者を対象とした金融・伴走支援を主目的としており、後述のとおり、ファンド(匿名組合) 募集による資金調達支援機能を有している。

この機能を用いて、当団体自身の自己資金調達のみならず、必要に応じて実行団体による自己資金調達も支援する。

分配金額等（自己資金調達を含む総資金提供額^(注) 例：1 実行団体当たり5000万円とした場合のイメージ）

2019-20年度は、助成金	3000万円
及び当団体による自己資金調達に基づく出資金	1000万円
2021年度、2022年度については、助成金	各500万円

(注)総資金提供額 = A(助成金-管理的経費)+B（自己資金・民間資金-管理的経費）、様式3資金計画ご参照

2.2. 助成金等の分配（2／5）

2.2.2.助成金等分配のスキーム：

- 連携する自治体の予算化措置が3事業年度以内になされるかにより、2形態を想定する。

1) SIB方式

SIB（ソーシャルインパクトボンド）方式では、事業開始前の過去実績をベースに目標を設定し、民間出資者に成果報酬を含めた資金を成果の確認（第三者レポート提出後）し、自治体が支払う。自治体は、成果を確認後も支払いとなり、予算化に当たり、結果的に効率的な予算運営となる。

2) 民間版成果連動型

自治体の予算化ができないケース。JANPIA資金の一部を報酬部分として成果確認後、民間出資等に支払う。

- 2019年度、2020年度においては、JANPIA資金、自己資金調達分、民間出資者からの資金を実行団体に提供し、その後の自治体予算化措置の見込みが確定した場合は、SIB方式となる。2021年度内に自治体の予算化措置が確定しない場合は、2022年度に、第三者評価レポートにより、初期設定した目標の達成度合いに応じて、成果報酬をJANPIA資金を原資とする。

- 事業開始時に連動報酬部分を予め設定するが、地域により多様性があり、実行団体の公募・選定後に第三者評価機関など協議の上、実行団体を含めて適切な目標を設定する。

- 次ページにSIB方式のスキーム図（図4）を例示する。

2.2.助成金等の分配 (3/5)

2.2.2.助成金等分配のスキーム図：以下スキーム図を示すが、これは例示であり、実際には実行団体・自治体により異なる。本件は、3ヶ年以内に自治体の予算化がなされるSIB手法の例示である。

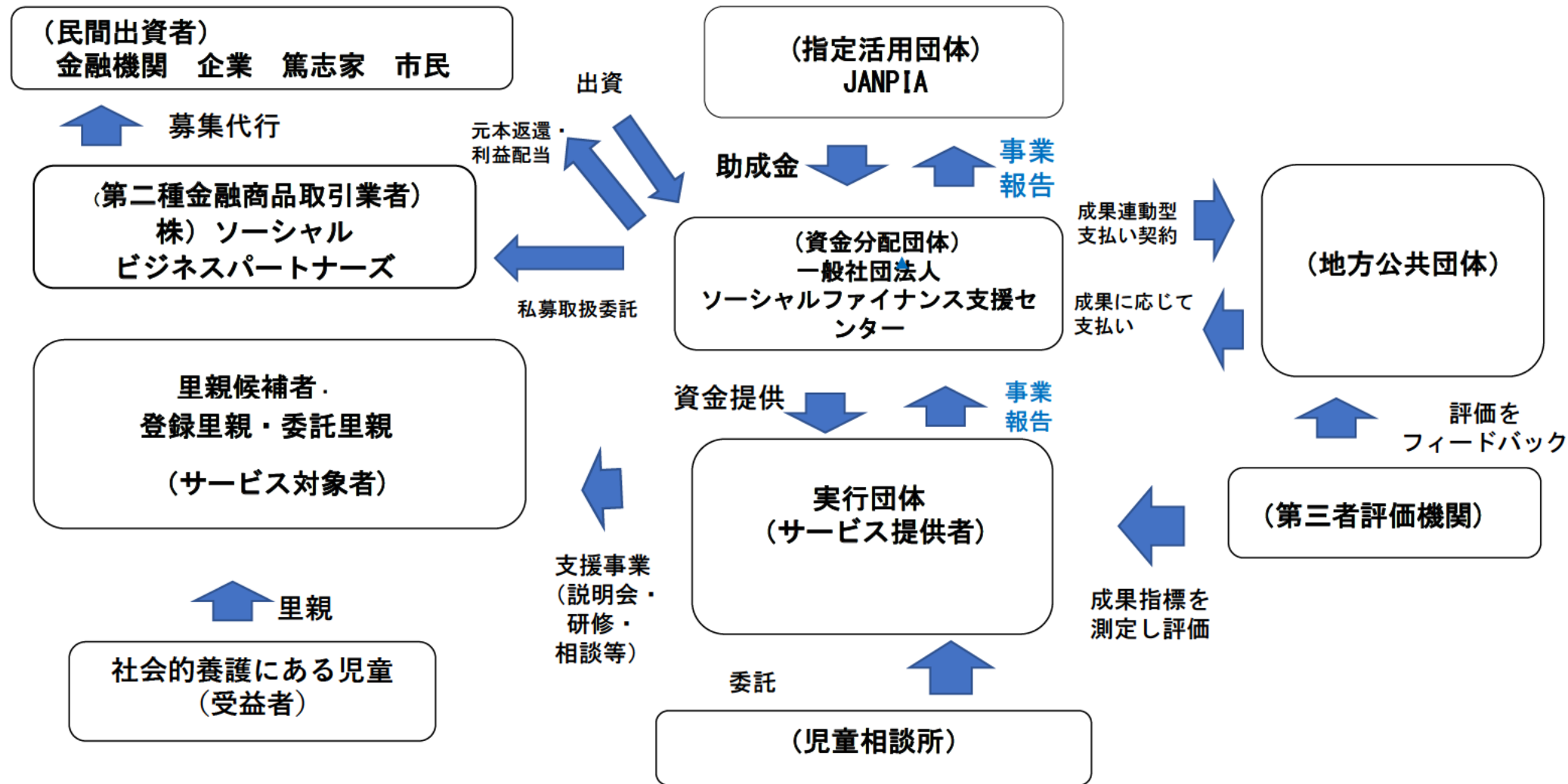


図4 SIB手法による里親支援事業のスキーム(参考モデル事例)

2.2.助成金等の分配 (4/5)

2.2.2.助成金等分配のスキーム：民間版連動型の基本スキームは以下の通り。

- 本事業は、以下の3団体によるコンソーシアム「インパクト金融センター」により取り進める（5. ご参照）。
- ①幹事団体：(一社)ソーシャルファイナンス支援センター(以下、SFSC) 銀行出身者を核とする金融専門家集団
- ②連携団体：(一社)ソーシャルビジネス・コンサルタントグループ(以下、SBCG) 中小企業診断士の集団
- ③連携団体：(株)ソーシャルビジネスパートナーズ(以下、SBP) 第二種金融商品取引業者

本助成金等の分配に際しては、第二種金融商品取引業登録を有するSBPの「市民出資ファンド」組成機能を活用
SFSC自身の自己資金調達を図るのみならず、

実行団体も、ソーシャルビジネス事業者として、当初から助成のみに頼ることなく、「市民出資ファンド」による資金集めと金融機関借入を行えるよう、一貫して支援していく。

また、SFSCは、貸金業主任取扱者を有しているので、必要に応じて実行団体に対する貸付も実行し得る。
(ただし、貸付は、実行団体に法的な返済義務が残るので、基本的には、出資を中心とする。)

●支援者、地域住民、地元企業等が中心となった市民出資ファンド(匿名組合)の組成普及を推進

NPO等地域団体では活用が進んでいない市民出資ファンドの定着を目指す

当団体は、原則として、ソーシャルビジネスとして自立化し得ると考える実行団体を選定支援していくので、できるだけ当初から、市民出資ファンドの活用や金融機関借入による自己資金調達を支援していく。

ただし、スタートアップ段階の団体に対しては、事業の進捗状況を判断しながら、3カ年計画に基づき慎重に資金提供していく。不足分については、民間金融機関融資を手助け。

本助成金を提供（ファンド出資や借入等の呼び水となる。）EXITは、金融機関借入

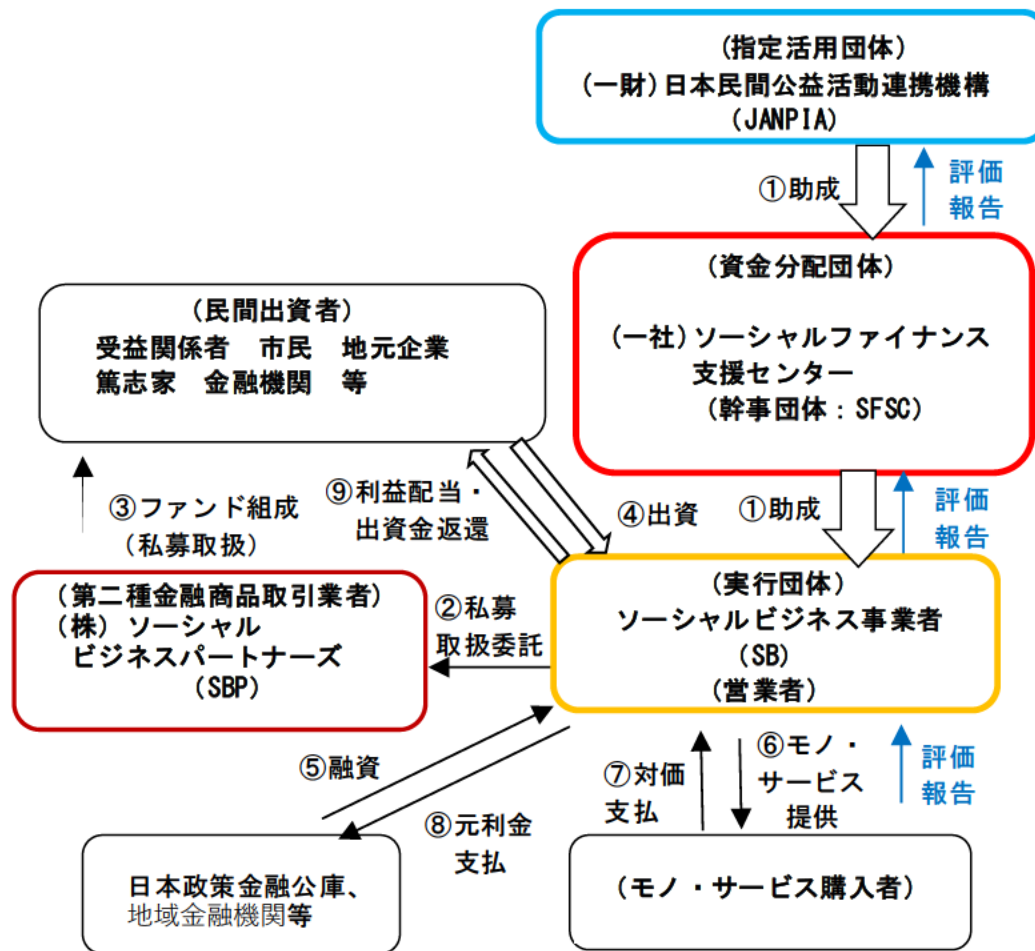
2.2.助成金等の分配 (5/5)

2.2.3.実行団体による市民出資ファンドを通じた資金調達スキーム

- ①JANPIAよりSFSCに対し助成金給付、SFSCはこれを実行団体に給付
- ②実行団体は、市民出資ファンド(匿名組合)募集による資金調達を企図し、SBPに私募取扱いを委託
- ③SBPが、受益者の支援者や地元企業等の民間出資者によるファンドを組成
- ④実行団体は、このファンドからの出資金を受領
- ⑤さらに、SFSCの支援により、金融機関から融資を得て、
- ⑥これらをもとに、受益者に対してサービスを提供
- ⑦サービス受益者からの対価支払を得て、
- ⑧まず、金融機関に対し元利金を支払い、
- ⑨ついで、上記ファンドに対して、利益配当を行い、出資金返還も目指していく。

2.2.3.市民出資ファンド組成のメリット

- ①返還スケジュール、返還期限も自由に設定できる。
- ②赤字であれば配当不要（借入は、元利払いが義務）
- ③予想配当利回りを決めて、できるだけ一定の利回りを目指すこともできる。
- ④出資金の返還も、予定を決めて逐次行うこともできる。
- ⑤税前利益から配当できるので、二重課税を回避できる。
- ⑥小口(個人) から大口(地元企業)まで、自由に集められる。
(クラウドファンディングは、一口50万円以下、総額1億円未満という制約がある。)



2.3.非資金的支援

2.3.2 非資金的支援の具体的内容 本事業において、当団体は、実行団体との対等なパートナーシップに基づき、必要に応じて伴走型で、以下の非資金的支援を行い、実行団体による事業実施と課題解決を総合的に支援する。

この支援は、プログラム・オフィサーが全体を統括し、当団体と提携する中小企業診断士が中心となって実行する。

以下のうち、実行団体の要望や状況に応じて必要な支援を組み合わせる。

(1) 事業計画の補強と進捗管理、監督

実行団体が策定する事業計画を、課題解決に資する革新的で実行可能なものにするために、添削してアドバイスをを行う。また、実行団体の求めにより、実行団体がスケジュール通り事業を進められるよう、定期的な進捗チェックや、遅延したタスクをカバーする対策の協議など、伴走支援を行う。

(2) 専門的課題への対応

実行団体が事業を進めるうえで専門的課題（税務、会計、法務、IT等）に直面した場合、当団体が連携する専門家（税理士、公認会計士、弁護士、IT専門家等）を派遣し、課題解決を図る。

その際、企業等に勤務する各領域の専門家によるプロボノ活動・ボランティアの活用も模索する。

(3) 各種団体との連携コーディネート

実行団体が事業を円滑に進めるうえで連携が必要な各種団体（中間支援組織（地域別・テーマ別）・企業・行政・地縁組織等）を見つけ出し、これら団体と実行団体をマッチングし、協働のテーマを見つけるなど、連携をコーディネートする。

3. 社会的インパクト評価の実施内容と方法について

3.1. 資金分配団体としての自己評価

・事前評価：

事前に該当する地区において、図1に示したステークホルダーへのヒアリングを実施し、各ステークホルダーのニーズを調査する。その上でロジックモデルの見直し、インパクト評価計画を策定した上で実行団体を選定する。

・中間評価：

進捗状況と予算・人材・方法など見直しを行うため、半年に一度程度、実行団体に対して下記の項目において実績報告を受ける。

- ①説明会・研修等の各プロセスの参加人数及び参加者へのアンケート調査結果
- ②登録した養育里親の人数と委託里親の人数（児童相談所・自治体等の情報含む）
- ③実行団体が実施したインタビュー調査結果

※①～③に関しては別表に詳細項目を示す。

・事後評価：

上記①～③のデータを時系列推移で分析し、事業の達成状況及び妥当性を検証する。

・追跡評価：

当初設定した中長期アウトカムが実現されたかを分析するため、地域全体の養育里親の登録数を自治体の統計データを基に効果検証を行う。

3.2. 資金分配団体による成果指標と評価方法

以下の表に従い、原則半年に1回程度、資金分配団体が評価する。

当該調査を行う上で、実行団体から報告を受けると共に、エビデンスとなるデータについては当団体が確認する。

評価表 評価の要素	評価項目	評価小項目	評価基準	測定方法		
				必要なデータ	情報源	データ収集方法
A.課題の分析 (ニーズの 分析)	①特定された課題 の妥当性	どのような社会課題を 解決しようとするのか	被虐待児童等の社会的養護 を必要とする児童が里親家 庭で育まれる人数の増減	ベースライン（事業実施 前のデータ）に対する実 行団体が支援する地域に おける里親登録数の増減	実行団体・児童相 談所・自治体の データ	実行団体・児童相談 所・自治体へのヒア リング・アンケート 調査
			地域住民の社会的養護受入 意識度の向上増減	ベースライン（事業実施 前のデータ）に対する実 行団体が支援する地域に おける説明会社に意識	実行団体・児童相 談所・自治体のア ンケート等データ	実行団体・児童相談 所・自治体へのヒア リング・アンケート 調査
		解決しようとする社会 課題は多様な関係者間 で共有されたものか	ステークホルダーとの対話	ステークホルダーへの ニーズ調査データ	地域・自治体・児 童相談所・里親委 託家庭	現地におけるインタ ビュー調査
	②特定された事業 対象の妥 当性	事業の対象グループの 選定は適切か（対象、 規模など）	被虐待児童等の社会的養護 を必要とする児童が里親家 庭で育まれる人数の増減	ベースライン（事業実施 前のデータ）に対する実 行団体が支援する地域に おける里親登録数の増減	実行団体・児童相 談所・自治体の データ	実行団体・児童相談 所・自治体へのヒア リング・アンケート 調査
			対象グループ以外への 波及性はあるか	地域住民・自治体への効果 の有無	地域住民・自治体に対す る調査	地域・自治体・児 童相談所・里親委 託家庭

表1 資金分配団体によるインパクト評価基準および測定方法（1/4）

評価表 評価の要素	評価項目	評価小項目	評価基準	測定方法		
				必要な データ	情報源	データ 収集方法
B. 事業設計 の分析 (セオリー の分析)	③事業設計の妥当性	事業を通して最終的に達成したい目標や中間的なアウトカムは明示されているか	ロジックモデルが作成されており、因果関係が明白である	ロジックモデル作成プロセスの議事録	実行団体を交えた議事録	実行団体との会議
		目標・アウトカムや事業設計の内容の達成状況・進捗状況を測定できるように具体的な指標を設定しているか	アウトカムの進捗を評価できるよう具体的なKPIが設定されており、適宜進捗の確認がされている	アウトカムに対する成果指標 (KPI)	自団体の理事会および監査	自団体の内部調査
	④事業計画の妥当性	達成したい目標に対して妥当な活動内容が設定されているか	アウトプットとアウトカムの因果関係が明白である	アウトプットとアウトカムおよび成果指標 (KPI) 作成プロセスの議事録	実行団体を交えた議事録	実行団体との会議
		目標の達成・課題解決の道筋は、組織内の人的・金銭的・ノウハウ・ネットワークの観点からみて合理的であるか	ステークホルダーマップが明記されており、プログラムオフィサーを担う担当者が適切な能力を有している	ステークホルダーマップの作成プロセスデータ及び組織内体制図	実行団体を交えた議事録及びプログラムオフィサーのプロフィールデータ	実行団体との会議及び定款

表2 資金分配団体によるインパクト評価基準および測定方法 (2/4)

評価表 評価の要素	評価項目	評価小項目	評価基準	測定方法		
				必要なデータ	情報源	データ収集方法
C.実施状況の分析 (プロセスの分析)	⑤実施状況の適切性	活動は計画通りに実施されているか	活動内容が第三者へ公開可能な状態になっている	プログラムオフィサーによる活動報告書	自団体の理事会および監査	自団体の内部調査
		実行団体による活動は計画どおり実施されているか	活動スケジュールと比較して進捗に相違ないか、相違が生じても相応な理由が確認されている	実行団体からの活動報告	実行団体およびプログラムオフィサーからの報告	実行団体およびプログラムオフィサーへのヒアリング調査
		実行団体が必要とする伴走支援を提供できているか	プログラムオフィサーが実行団体から信頼・評価されている	実行団体へのプログラムオフィサー満足度調査	実行団体からのフィードバック	実行団体へのアンケート
	⑥実施をとおした知見の共有、活動の改善	事業の進捗において必要な実施事業の見直しが行われているか	進捗の把握に努め、成果が目標に届いていない場合は活動内容を見直している	成果指標（KPI）による進捗管理に関する理事会議事録	自団体の理事会	自団体の内部調査
		資金分配団体及びプログラムオフィサーは実行団体への支援を通じて得た情報を十分に活かし学びを改善につなげることができているか	複数の事例をアーカイブ化しており、複数の実行団体（または事案）に対して経験が活かされている	複数の実行団体（または事案）の成功・失敗事例	実行団体およびプログラムオフィサーからの報告	実行団体およびプログラムオフィサーへのヒアリング調査
	資金分配団体は実行団体からの先進的な活動を学ぶとともにその知見を広く共有できるように整理・蓄積しているか	複数の実行団体（または事案）の先進的な活動事例				
	⑦組織基盤の強化	組織の財政状態・財務体質に変化は生まれているか	事業実施を通じて、自団体の組織基盤が変化（強化）している	事業実施前後の自団体の財務諸表および監査報告書	自団体の理事会および監査	自団体の内部調査
		総合的な判断として、実行団体の組織基盤はどの側面でどの程度強化されたか。それは何のためによるものと考えられるか。	事業実施を通じて、実行団体の組織基盤が変化（強化）している	事業実施前後の実行団体の財務諸表	実行団体およびプログラムオフィサーからの報告	実行団体およびプログラムオフィサーへのヒアリング調査

表3 資金分配団体によるインパクト評価基準および測定方法（3/4）

評価表 評価の要素	評価項目	評価小項目	評価基準	測定方法		
				必要なデータ	情報源	データ収集方法
D. アウトカムの分析	⑧アウトカムの達成度	実行団体の事業をとおして資金分配団体が最終的に達成したいアウトカムは達成されたか	ニーズ分析で把握したベースラインと比較して目標のアウトカムが確認される	ベースライン（全国平均または事業実施前のデータ）に対する実行団体が支援した地域における里親登録数または里親等委託率	ベースラインデータおよび実行団体が実施する調査結果の集計	対象地域の児童相談所または実行団体の調査報告書
		想定したアウトカム以外の正負の影響は生じたか	想定したアウトカムではない正負の影響の有無を確認している	受益者および関係者への定性的な変化	登録里親・委託児童・児童相談所・自治体	受益者へのインタビュー調査
	⑨波及効果	地域や課題の取り巻く環境の変化は確認されたか	ニーズ分析で把握したベースラインと比較して環境変化が確認される	ベースライン調査時のデータとの比較	ベースラインデータおよび実行団体が実施する調査結果の集計	各自治体のHP（非公開の場合はヒアリング調査）および実行団体の調査報告書
		資金分配団体が対象とする地域や分野を超えて、同様の手法による取り組みが始まるといった変化が確認されたか	対象地域外における同様なSIB方式の件数の増加や養育里親登録数の増加	地域における養育里親登録数及び委託数	厚労省による実態調査データ	厚労省統計データおよび各自治体へのヒアリング調査
⑩事業の効率性	全く使われなかった（あまり使われなかった）資源はなかったか	経営資源となりえる人・モノ・金・情報、その他ロジックモデルのインプットでの無駄がなかったか	事業実施前後の自団体の財務諸表およびロジックモデル	自団体の理事会	自団体の内部調査	

表4 資金分配団体によるインパクト評価基準および測定方法（4/4）

3.3. 実行団体による評価への支援

以下の表に従い、原則半年に1回程度、実行団体が実施する評価の進捗を管理する。

当該調査を行う上で、アンケートの作成や統計データの選定については、当団体が支援する。

ステークホルダー	アウトプット	アウトカム		アウトカムの指標情報源	調査スケジュール (事前、中間、事後、追跡評価)
		説明	指標		
里親委託者等 (候補・登録者を含む)	里親支援の各事業プロセスの実施	説明会参加者の気持ちの変化	説明会参加者の里親制度への認識向上度合	実行団体のアンケート調査	2019年10月実施以降半年毎1回実施、計3年間実施
		研修後の気持ちの変化	研修後の児童受入意識の向上度合	実行団体のアンケート調査	同上
		里親登録	里親登録数の増減	児童相談所等に確認	同上
		里親委託	里親委託の増減	児童相談所等に確認	同上
社会的養護が必要な児童	里親委託	里親家庭に対する気持ちの変化	里親家庭に対する満足度の変化	児童または児童相談所等へのアンケート	同上
児童相談所	里親支援委託	委託による気持ちの変化	委託後の実行団体に対する信頼感の向上度合	児童相談所の職員へアンケート	同上
自治体	予算化実施	成果後予算組みに対する気持ちの変化	予算化検討前と後の里親支援への認識度の向上度合	自治体へのヒアリングまたはアンケート	2019年10月以降、年度予算編成につき1年毎1回実施、計3年間実施

表5 実行団体によるインパクト評価の成果指標 (KPI)およびスケジュール

4. 進捗管理、リスク管理と持続可能性

4.1. 進捗管理

2020年1月～3月に実行団体を選定した上で、資金分配団体として下記のような進捗管理を行う。

- ・WEB会議やメールにて適宜状況を確認し、必要に応じて専門家によるアドバイスを行う
- ・できるだけ頻繁に、実行団体现地へ出向き、里親支援の状況や担当者・児相等関係者から直接ヒアリングを行う
- ・説明会・訪問・研修会実施に関連する事項や人材採用面など必要に応じて伴走支援を行う
- ・事前評価後、半年に一回、実行団体による評価結果の報告を受け、進捗を確認する（1年半後中間評価・報告）
- ・年度更新ごとに、評価を鑑みて事業計画を振り返り、追加資金の援助の可否を判断する
- ・事業終了時に、最終報告（事後評価）を受ける、必要に応じて追跡評価（2～3年後目処）を行う



4.2. リスク管理 (1/2)

● 実行団体の応募や実行団体への資金分配額が想定と異なる場合

休眠預金を使用する費用項目の多くは、初期インフラ費用(場所確保・内装費等)とリクルーター・ソーシャルワーカー・心理士等の専門家の確保・育成という人材関連。事前に想定場所・内装費等や人材面の内容及び金額を把握することで、明らかな相違を未然に防ぐ。

● 実行団体の選定に際し不正の行為があった場合

実行団体を選定する際には、申込情報を選定基準に則して点数付けし、上位のものから選定することを想定している。選定には中小企業診断士を含めた4名以上で実施し、異常値を排除した点数の平均値によって選定する。またその情報は必要に応じて開示できる状態とする。

● 実行団体に対する助成金の活用による助成等の事業を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合

- ・実行団体への資金提供は、場所・人材等が確認されるまでは助成しない。
- ・児童相談所・自治体との受託契約を前提としているが、当契約が何らかに事情により締結されない、あるいは契約期間中に解除された場合は、事情調査の上、予定の助成金は支出しない。事業の撤退も視野に入れ関係者と連携して対処する。
- ・また、専門家等の人材の不足等により運営が難しくなった場合は、人材面での伴奏支援等を実施する。それでも難しい場合は、検討の上、今後の事業を確実に実施できないと認められる場合は、予定の助成金は支出せず、事業の撤退も視野に入れ関係者と連携して対処する。

● 休眠預金等資金の使用に不正があった場合

別途記載するガバナンス体制を構築し、局所的な資金管理者を生み出さない体制とする。不正が見つかった場合は早期に事務局メンバー全員を招集し、該当する者の解任を図ることができるものとする。

4.2. リスク管理 (2/2)

●伴走支援する体制が整わない場合

SBCG(一社)ソーシャルビジネス・コンサルタントグループ)は東京都中小企業診断士協会のメンバーが所属しており、各専門家とのネットワークを有しているため、伴走支援の体制が整わない場合はそうした外部専門家の起用を検討する。

●伴走支援を巡って実行団体とトラブルになった場合

実行団体とトラブルになった場合は、速やかに事務局側で事態の詳細情報を掴むべく第3者が現地でヒアリングを実施する。仲裁が難しい場合は伴走支援者の交代・中止を検討し、事態の悪化を未然に防ぐ。

●貸付の場合の債権管理

・当該事業は、社会的意義があり、かつ安定性・継続性が必要であり、ソーシャルビジネスとして、貸付・出資が望ましい。しかし、初期インフラ・人材面の負担軽減のため。初年度は助成金とし、2年度からは実行団体の自走化を促すためにも、当該事業においては貸出・出資という形での支援を検討したい。

・債権管理システムは、過去の実績からすでに確立している。

資金使途の具体的内容を検証する。結果的に融資の迂回返済にならないように資金繰りを検証する。預金残高をモニターする。ビジネスモデルの妥当性、現実適応性、例えばアイデアは素晴らしいものであっても、実際に教室の指導員が応募しないとか、生徒が集まらないという不適応が予想されないか、事業支援の筈が実際には生活保護の代替として機能してしまった、などということが無いようにフィージビリティスタディーを十分行う。

●反社会的勢力との関係の発覚・パワハラ等コンプライアンス上の事案が発生した場合

・当社の場合は、コンプライアンス規程等に沿って、対応する。

・実行団体の場合は、公募・選定・契約時において規程類を含めて事前チェックを予定しており、同様コンプライアンス規程等に沿って対処する。実行団体からの報告・連携及びJANPIAへの報告等を含め、必要に応じ関係団体間の連携体制を構築して対処する。

4.3. 持続可能性

●資金を自ら調達できる環境の整備(民間企業や金融機関等の民間の資金を呼び込むための具体策)

里親支援事業は、児童相談所等からの委託が前提であるが、国の施策「フォスター事業」これまではボランティア団体に支えられていた。まだ、社会的認知がされていないため、金融機関等の民間資金を活用できる環境にはなかった。

しかし、休眠預金を活用して成功事例を上げることで、財務諸表を健全化させ、ビジネスとして成立することを説明できるようになるため、金融機関への交渉力強化に繋がる。

●事業、組織の自走化

休眠預金および評価制度の導入によって、財務、組織の両面から基盤の強化を図れるため、専門性の高い人材の採用・定着に寄与できる。

●社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みの構築

これまでのボランティア団体から、ビジネスとして成立させている事例を作ることで新規参入を促し、新たな市場の創造を図れ、かつ社会的課題の解決に貢献できる。

●公的施策としての制度化

保育事業においては、外国人幼児等に対して、通訳他の費用軽減等の行政の助成措置の制度化を提言し、実現を図る。

5. 実施体制と従事者の役割

5.1.ガバナンス・コンプライアンス体制

幹事団体SFSCでは、連携団体であるSBP(第二種金融業者)の協力を得て、以下のように、ガバナンス・コンプライアンス体制を構築している。

- 業務遂行、事務処理の全てに、担当者の分離と再鑑体制を導入し、不正及び過誤の防止を図る。
- 資金管理、経理は、証憑又は権限者に依る決裁書に基づいて記帳、入金処理を行い、事後処理を原則として認めない。
- 実行団体の選定は、事業部の専管事項とせず、事業部の起案案件により、総務部、企画管理部を含めた審査・評価会議で決定する。
- 業務遂行は、事業部の中のプログラム・オフィサーを含む複数担当制により、日常的な相互牽制を有効に行うとともに、総務部および企画管理部が、その所管業務の立場から事業部の業務遂行の二次的チェックを行う。
- 監事は日常的モニタリングと内部監査により、三次チェックを行う。
- コンプライアンス委員会には外部有識者を含み、幅広く高度な見識から、研修実施、事例研究紹介、体制の実効性担保等により、これらチェック体制がより有効なものになるように実質的に活動する。
- 実行団体の選定に際しては、資金分配団体である当法人との利益相反を回避するために、それぞれの構成員を調査する。選定の決議から外れるなどの回避策は当然として、必要に応じて職務兼務を解消するなどの対応策を採る。
- さらに、関係者への特別の利益の提供を回避するために、利害関係を幅広く調査する。調査対象先には、実行団体、資金分配団体に限らず、実質的な支配団体、緊密先、工事等の発注先、仕入れ先、販売先を含む。
- 役職員に対して定期的に利益相反に関する事項を自己申告させる。自己申告時に総務部で検証するとともに、実行団体選定に際して改めて詳細検討する。

5.2.事業の実施体制 (1/3)

5.2.1.金融・会計専門家と中小企業診断士が、コンソーシアム「インパクト金融センター」を形成

以下の3団体が連携し、資金的及び非資金的支援の両面から、強力に実行団体を支援していく(次頁図参照)。

①(一社)ソーシャルファイナンス支援センター (SFSC) 収支計画作成支援、貸付実行

2011年設立。大手金融機関出身の金融専門家と公認会計士による専門家集団

事業収支計画の作成を支援し、必要に応じ、実行団体に対し特定非営利金融法人としての貸金業者として、貸付を実施、または金融機関からの借入を支援

(注:金銭貸付を反復継続して実施するためには、貸金業登録が求められるが、当団体には、貸金業務取扱主任者の有資格者が在籍)

②(一社)ソーシャルビジネス・コンサルタントグループ (SBCG) 伴走支援

2016年設立。ソーシャルビジネス支援に意欲と実績を持つ中小企業診断士・税理士による専門家集団

金融機関との連携も活用し、教育・子育て・エシカルファッション・福祉等の各種ソーシャルビジネスを幅広く支援

③(株)ソーシャルビジネスパートナーズ (SBP) ファンド組成支援

2010年設立。2017年、第二種金融商品取引業登録(関東財務局長(第3003号))を取得

SFSCからの私募取扱委託により、第二種金融商品取引業者としてファンドを組成し、2割以上の自己資金調達を実施

同様に、要請に応じて、実行団体からの私募取扱委託により、ファンド組成支援を行い、2割以上の自己資金調達を実施

5.2.2.非資金的支援も含め、事業を効率的・効果的に実施するための分担体制

●当コンソーシアムでは、以下の9名による分担体制により、事業を運営管理していく。

全体統括 プログラム・オフィサー (当初は澤山(代表理事))

金融面からの支援 SFSC(幹事団体)： 牛田(理事)、鈴木、中邨、熊坂の4名

伴走面からの支援 SBCG(連携団体)： 多賀(理事)、長田、朝比奈、土田の4名

●当支援事業においては、担当者として、(正) ■■■ と (副) ■■■ を配置し、当初は月1回程度実行団体を訪問し、連携と対話に務め、常時、円滑に実行団体との意思疎通を図るようにする。

●また、複数担当制により、担当者の利益相反行動をけん制し、評価作業の偏りも防いでいく。

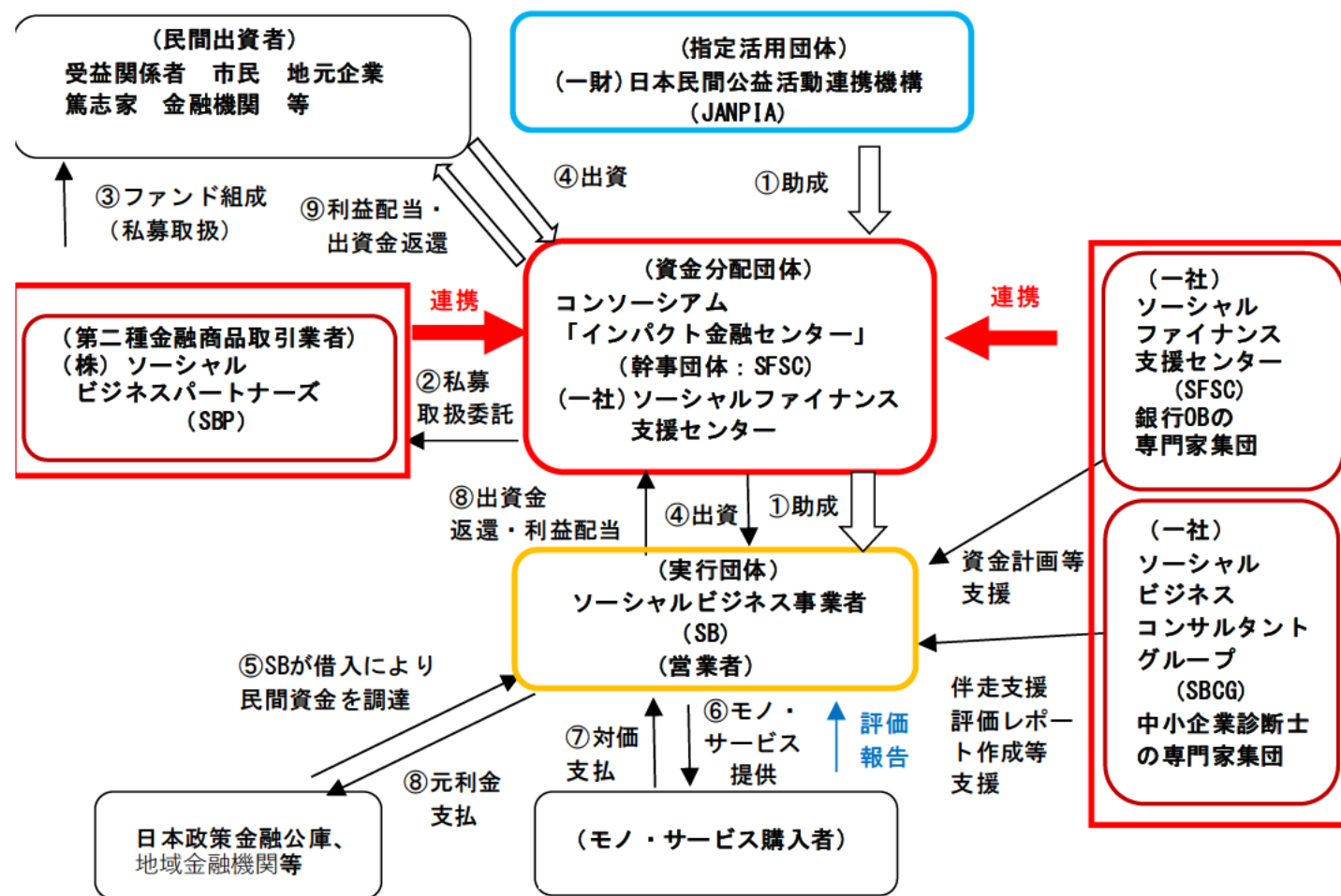
●なお、人材が足りない事態が生じるようであれば、それぞれの団体のネットワークを通じ、外部協力者を募り、金融関係者や中小企業診断士を追加投入していく。

5.2.事業の実施体制 (2/3)

5.2.3.SFSC(幹事団体) が自己資金を調達し、助成金と合わせて実行団体に資金提供

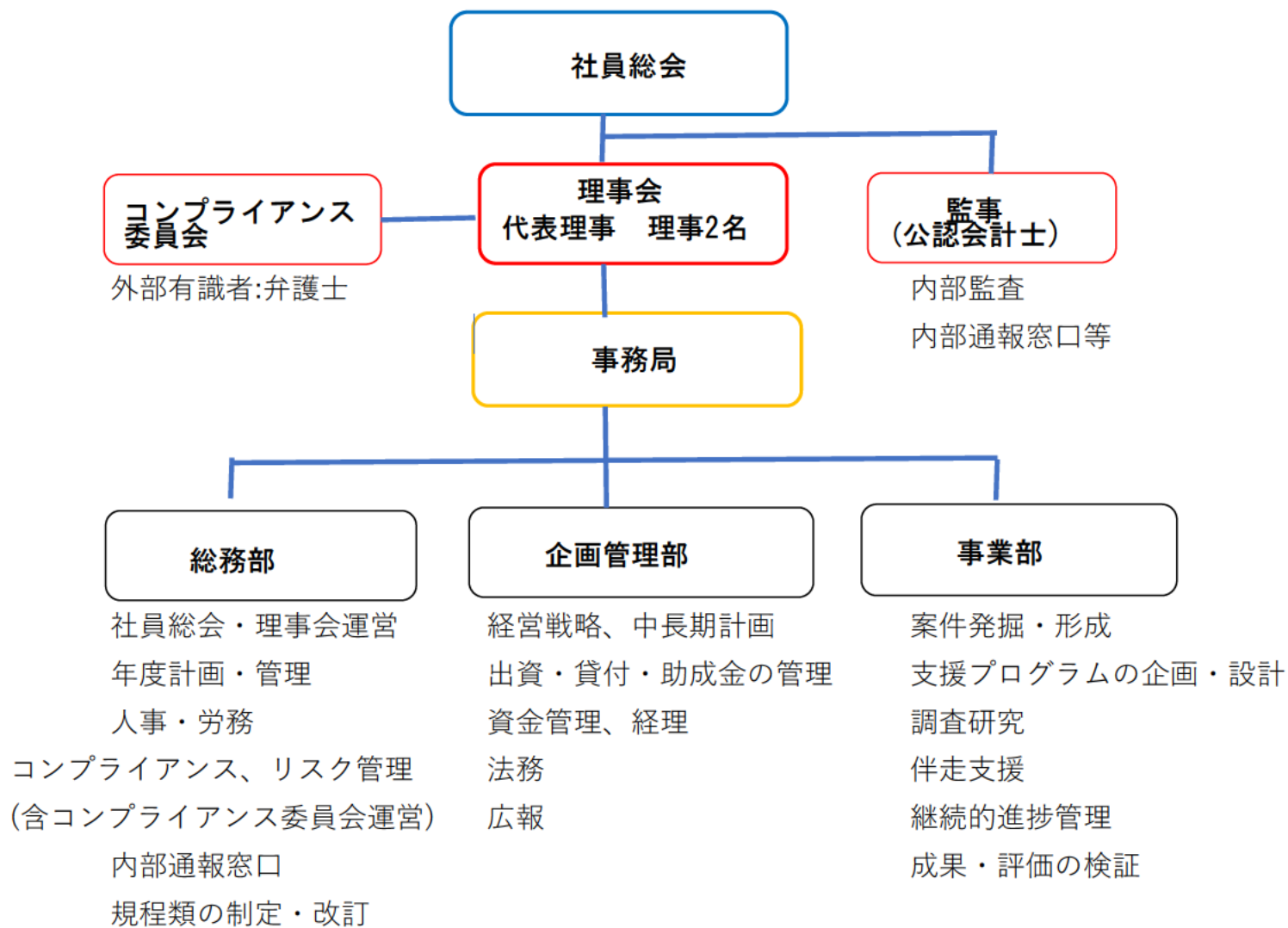
SFSC、SBCG、SBPの3団体が連携し、
コンソーシアム「インパクト金融センター」を形成

- ①JANPIAが、幹事団体であるSFSCであるSFSCに助成金給付。SFSCはこれを実行団体に給付
- ②SFSCは、2割以上の自己資金調達を目的として、SBPにファンド組成を委託
- ③SBPがSBファンドを組成し、
- ④関係者等の民間出資者がSFSCに出資
- ④SFSCは、これを実行団体に対し出資
- ⑤実行団体は、2割以上の自己資金調達のためにSFSCの支援を得て、金融機関から借入
- ⑥これらの資金をもとに、実行団体は受益者に対してモノ・サービスを提供
- ⑦その対価を受領
- ⑧これをもとに、金融機関に元金償還、利息支払い
- SFSCに対しても、出資金返還、配当
- ⑨これをもとに、SFSCは、SBファンドに対し出資金返還、配当



5.2.事業の実施体制（3/3）

5.2.4.幹事団体SFSCの組織体制と業務分担



SFSC（幹事団体）

代表理事 澤山（SBP代表取締役）
 理事（事務局長） 多賀（SBCG代表理事）
 理事（事業部長） 牛田 事業部門統括
 コンプライアンス
 委員会委員長 小林（SBP取締役）
 外部有識者委員 吉田（SBP顧問弁護士）
 監事 安藤（公認会計士）

総務部長 多賀
 企画管理部長 松倉
 経理 山崎
 法務 伊藤
 事業部 牛田 中邨
 事業開発 鈴木 熊坂
 調査研究 熊坂（兼事業開発）

SBCG（連携団体:中小企業診断士）

非資金的支援（兼公報） 多賀、長田
 朝比奈、土田

5.3.コンソーシアム構成3団体の沿革と主要メンバー略歴（1/3）

5.3.1.幹事団体SFSCの主要メンバー略歴（団体の沿革については、7.実績ご参照）

澤山弘 代表理事（SBP代表取締役、ソーシャルビジネス・ネットワーク理事、NPO農都会議理事、元帝京大学教授）

日本長期信用銀行、信金中金総合研究所等を経て現職。調査業務のほか、海外融資業務やベンチャーキャピタル業務等に従事。帝京大学で、金融論のほか環境ビジネス論を講義。「地域エネルギー支援ファンド」（LPS）無限責任組合員（職務執行者）。SFSCを設立し、市民ソーラーファンドの自己募集を主導

多賀俊二 理事・事務局長（SBCG代表理事、略歴はSBCGご参照）

牛田恭一 理事・事業部長

三菱銀行、老舗百貨店等を経て現職。銀行での支店長・海外勤務・調査業務・融資業務（個人・中小企業からグローバル企業まで）M&A業務・金融市場業務等に従事、百貨店及び子会社では、役員として、人事・経理・経営企画・総務等管理全般を担当。

安藤智洋 監事（株式会社ウイステリアコンシェル代表取締役）

仰星監査法人を経て、株式会社ウイステリアコンシェルを設立。公認会計士

松倉恒彰 企画管理部長

日本長期信用銀行において長年にわたり国際業務、資金為替業務、内部監査業務などに従事、東京スター銀行において内部監査業務を担当、公認内部監査人、公認金融監査人資格保有

鈴木厚一 事業部

東海銀行（現三菱UFJ銀行）、銀行子会社信用保証会社を経て現職。銀行・同子会社では国内外融資業務、審査業務、営業企画業務、与信監査業務等に従事。他に政府系金融機関でのODA審査、NPO法人顧問

中邨健一郎 事業部

日本興業銀行／みずほ銀行系経営コンサルティング会社 日本経営システム(株)に37年間勤務し、100超のコンサルティング・プロジェクトと執行役員企画部長を経験。定年退職後、個人で経営コンサルティング業務を十数社について実施

熊坂敏彦 事業部 調査研究

専修大学経済学部非常勤講師、昭和女子大学現代ビジネス研究所研究員、一般社団法人社会的包摂サポートセンター理事

日本長期信用銀行、筑波総研主席研究員等を経て現職。調査研究のテーマは、「産業構造論」「地域産業論」「地場産業論」等

山崎敬子 企画管理部 経理

日本長期信用銀行本店で、長年にわたり窓口（テラー）業務等に従事し、銀行実務に精通。その後、長銀総合研究所/価値総合研究所に転じ、会員企業の顧客管理、経理事務等を担当

5.3.コンソーシアム構成3団体の沿革と主要メンバー略歴（2/3）

5.3.2.連携団体（一社）SBCGの概要と沿革・メンバー略歴

設立：2016年 12月19日 所在地：東京都文京区本駒込

《特徴》

- ・ 中小企業診断士、税理士を中心とした団体で、東京都中小企業診断士協会との繋がりを保有
- ・ 被災地支援での実績があり、現地中間支援組織とのネットワークがある。
- ・ 準認定ファンドレイザーによる、プロボノ活動等の広報支援が可能
- ・ 広告等広報の経験が豊富な診断士が当団体に2名所属している。
- ・ NPO等非営利組織へのICT導入に実績を保有している。
- ・ 社会的インパクトマネジメント研修（一般社団法人CSOネットワーク主催）を修了した診断士が所属している。

メンバー略歴

多賀俊二 代表理事（中小企業診断士、準認定ファンドレイザー、貸金業務取扱主任者）

金融機関の業界団体での勤務を経て、2016年4月独立。NPO・ソーシャルビジネスの資金調達や、ソーシャルファイナンスに関する講演・執筆実績、NPO・ソーシャルビジネス・中小企業の資金調達支援実績多数

長田和弘 代表理事（中小企業診断士、税理士、準認定ファンドレイザー）

経営計画策定支援（創業計画、事業計画）、資金調達支援（融資、寄付、クラウドファンディング等）、助成金・補助金申請などの資金調達から事業計画策定まで実績多数。ICT導入支援も行う。NPOに関するマーケティングや税務支援、認定NPO支援なども得意とする。

朝比奈信弘 理事（中小企業診断士、プロモーションalマーケター）

企業及び非営利組織のプレスリリースや広報活動、社会的インパクト・マネジメントシステムの構築支援、助成金・補助金申請などの資金調達実績多数

土田建太郎 理事（中小企業診断士、WEB解析士）

企業及び非営利組織にWEBマーケティングを活用した認知拡大等の支援、助成金・補助金申請などの資金調達および外部監査の実績多数

5.3.コンソーシアム構成3団体の沿革と主要メンバー略歴 (3/3)

団体の要請により「掲載許諾を得ていない情報」について非開示とした。(JANPIA)

5.3.3.連携団体 SBPの概要と沿革

設立：2010.3.5 資本金：1,000万円 従業員数：7名（非常勤含む。） 所在地：東京都港区新橋五丁目30番4号

沿革：

- 2010.3.5 金融機関OB及び公認会計士らが集まり、市民出資ファンドによる資金供給スキームの組成支援などを目的に当社設立
- 2013.7.1 SBPを無限責任組合員、西武信用金庫を適格機関投資家とする「地域エネルギー支援ファンド第一号投資事業有限責任組合」を設立。固定価格買取制度の運用開始を踏まえ、適格機関投資家等特例業務の届出により、市民出資で太陽光発電事業を進めようとしている市民・地元企業等による匿名組合の自己募集支援を開始
- 2014.7.14 市民ソーラーファンド産直ネットいばらきに対し、大口出資することにより、市民出資を促進（総発電規模：222kW）
- 2014.7.18 東京市民ソーラーファンドに対し、大口出資することにより、市民出資を促進（総発電規模：158kW）
- 2017.7.31 第二種金融商品取引業登録取得（関東財務局（金商）第3003号）
- 2017.11.30 愛媛県における内子バイオマス発電合同会社匿名組合の私募取扱い（総発電規模：1,115kW）
- 2019.3.22 同優先匿名組合の私募を取扱い、同4月より売電事業開始
- 2019.6.7 宮城県気仙沼市におけるクラフトビールの製造販売業に関わる匿名組合の私募取扱い
- 2019.7.4 岐阜県奥飛騨温泉郷における小水力発電事業に関わる匿名組合の私募取扱い（総発電規模：1,899kW）

主要メンバー略歴：

澤山弘 代表取締役（SFSC代表理事）

小林和彦 取締役兼コンプライアンス部長（公認内部監査人、公認金融監査人、会員証券外務員内部管理責任者）

日本長期信用銀行、メディカルプリンシプル社、楽天銀行において、長年にわたり内部監査業務を担当

伊藤勝教 シニアパートナー

富士銀行において、長年にわたりプロジェクトファイナンスを中心に国際業務を歴任。その後、米国系信託銀行等の外資系金融機関において、リスクマネジメント、内部統制統括責任者等を歴任。デューディリジェンス、ドキュメンテーションに精通

シニアパートナー（合同会社 公認会計士事務所代表社員）

監査法人トーマツ等を経て、公認会計士事務所を開業。投資事業有限責任組合の組成支援、合同会社・匿名組合（GK-TK）スキーム等における役員就任多数。公認会計士、税理士

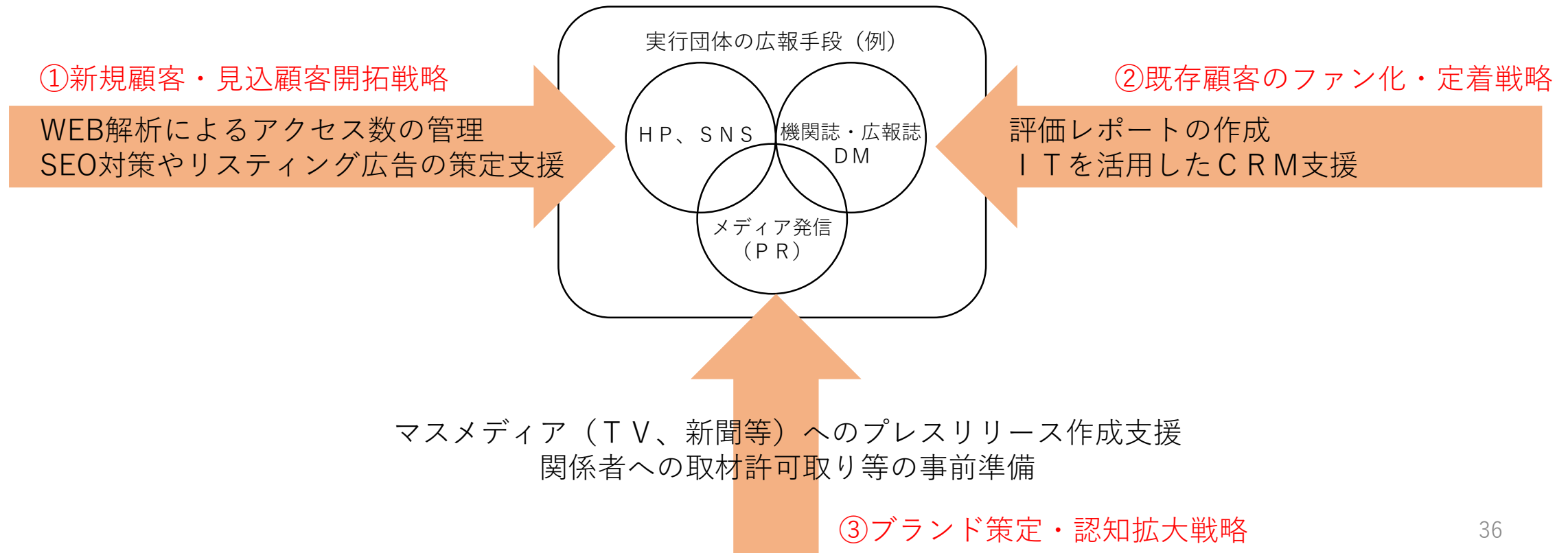
吉田 幸司 顧問弁護士（さわかみホールディングス・グループ企業（株）ローカルプラス代表取締役）

さわかみ投信、オリックスインベストメント等を経て、現職。（株）自然エネルギー市民ファンド代表取締役を兼任

6.1. 広報戦略

当団体は、実行団体の事業の成果および評価結果について積極的に広報を行う。

本件広報に係る戦略としては、以下の図の通り、3軸について広報戦略を策定して支援を行う。



6.2. 具体的な実施内容、ターゲット、手段、期待される効果等

実施内容	ターゲット	手段（例）	期待される効果
本プログラムの報告	社会一般	当団体Webサイト	本プログラム内容の集約
関心層の集約	社会課題解決に関心の高い企業、行政、市民等	<ul style="list-style-type: none"> Webサイトでの呼びかけ 主催イベント参加者の集約 外部イベントへの登壇、出展 クラウドシステムの導入 	関心層への浸透・案件発掘や事業開発に向けた基盤形成
関心層への浸透	社会課題解決に関心の高い企業、行政、市民等	<ul style="list-style-type: none"> メールマガジンの送信 SNSによる情報発信 各地域での事業報告会 	関心層に本プログラムの内容が浸透し、案件発掘や事業開発が進む
案件発掘に向けた対話	社会課題解決を事業化しようとする起業家等	<ul style="list-style-type: none"> 事業説明会の開催 起業家向けワークショップ 	本プログラムをきっかけとした案件発掘が進む
事業開発に向けた対話	事業開発に関心のある企業、金融機関等	<ul style="list-style-type: none"> 円卓会議（関心の高い人や専門家による積極対話） 課題別ワークショップ 企業等への直接働きかけ 	本プログラムをきっかけとした革新的資金提供手法や、企業・金融機関等からの資金の呼び込みが進む

6.3.JANPIA、実行団体との連携を進めるための体制と計画

(1) 体制としては、事務局内に広報および連携・対話を管轄する部門を位置づけるとともに、担当者を配置する。

(2) JANPIAとは、事業の進捗状況を定期的に（最低四半期に一度程度）報告し、今後の事業の進め方等について対話を進める。

また、本プログラムの成果を生かし、例えばプログラム・オフィサー向け研修における事例報告等、JANPIAが主催する各種事業に協力する。

(3) 実行団体とは、本計画に掲げた各種広報活動を共同で実施し、情報発信に積極的に参画していただくことを通じ、連携を進めるとともに、実行団体自身の広報活動にも寄与する。

・他のセクター、団体、企業等の事業への参画、多様な関係者との対話など、それぞれを推進する連携・対話の戦略

本件については、以下の3点を軸とし、**コレクティブ・インパクトの創出のため**、積極的な連携・対話を図る。

(1) **対話型イベントの積極開催**（円卓会議、テーマ別ワークショップ等）により、案件発掘や事業開発を目指す。

(2) **他団体の主催するイベント**（研究会、展示会、フォーラム等）に**積極参加**（登壇・出店等）することで、接点の強化を図る。

(3) 案件発掘や事業開発の可能性が高い先には、**直接働きかけて**連携・対話を図る。

(4) 各主体の共通課題を抽出したうえで、**共通課題解決に向けた対話**を行う。

7. 関連する主な実績

7.1.SFSCの保有する知見や主な実績

1. 国土交通省「平成23年度『新しい公共』の担い手による地域づくり活動環境整備に関する実証調査事業」
（常磐震災復興支援コミュニティファンド事業）を、（認定NPO）茨城NPOセンターとともに共同受託
2. 神奈川県「新しい公共支援事業構成事業」（金融機関等からの融資利用の円滑化に向けたNPO等への
ハンズオン型個別経営支援事業）を、平成23年度、24年度にわたり受託し、伴走支援を実施
NPOのための借入マニュアル作成（添付資料①、②ご参照）
3. 茨城県「平成24年度『新しい公共』支援事業に伴う活動基盤整備事業委託業務
『融資利用の円滑化実態調査事業』」を、（認定NPO）茨城NPOセンターから再受託
4. 経済産業省「平成26年度新エネルギー等共通基盤整備促進事業
地域における再生可能エネルギー等の導入支援事業」において、下記2事業を支援
 - イ. 群馬県みなかみ町・利根川上流部の国・民有人工林を主な供給源とした、
木質バイオマスエネルギーによる自然再生と地域経済活性化の融合
 - ロ. 茶畑ソーラーシェアリングによる天竜中山間地域の自立・自律事業
5. （一社）場所文化フォーラム「平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における草の根活動支援事業）」において、みなかみ町の事業者を支援
6. 平成26年、西武信用金庫を適格機関投資家とする特例業務届出者として、
NPO団体等とともに「市民出資ファンド」を自己募集
 - イ. 「市民ソーラーファンド産直ネットいばらき」（農事組合法人県南筑波農産センターとSFSCが協働）
 - ロ. 「東京市民ソーラーファンド」（せたがや市民エネルギーほか都内4つのNPO法人とSFSCが協働）

7.2.SBCGの保有する知見や主な実績

1. 特定非営利活動法人e-Education (<http://eedu.jp/>)

支援内容：事業計画作成支援と事業拡大に伴う資金調達

当社と関係性がある金融機関の紹介を行うとともに、融資申請のための事業計画書の作成サポートを行い、融資を確実なものとした。

2. 一般社団法人いちばん星南相馬プロジェクト (<http://www.ichibanboshi-minamisoma.org/>)

支援内容：今後の展望に向けた既存事業（民宿）と新規事業（カフェ・里山）のタスクの見える化
震災後、これまでどのような活動をされてきて、現在どのような課題を持っているか。また今後の展望をヒアリングさせて頂いた上で取組むべきことを整理。また里山カフェオープンに伴う販促物のデザイン製作も一部サポートした。

3. 株式会社碧嘉（ピッカ）ジャパン (<http://maite-jp.com/>)

支援内容：ECサイトでの売上向上について

過去の売上推移を分析し、催事イベントの運営負荷の増加かつ販売スタッフの人手不足に陥る懸念がある中、ECでの売上を伸ばすためWEBマーケティング（グーグルアナリティクス、SEO等）への取り組みを支援した。